

## レジュメ

### ☆ 柔道整復業界の沿革

#### ○ 明治大正期の危機（接骨術の禁止から公認（復活）へ）

明治7年「医制」：従来の医師、漢方医、接骨などは一代限りの既得権

明治18年「入歯齒抜口中治療接骨営業者取締方」⇒新規開業禁止

⇒事実上の接骨術の禁止（接骨術は医師会から医の範囲を侵すとの反対や批判が強かった）

- ・ 天神真楊流柔術（接骨を副業としていた。後の講道館柔道）⇒柔道家の保護を求める

.....

大正9年（91年前です）「按摩術営業取締規則の改正」で同規則の「付則」に「柔道の教授を為す者に於いて打撲・捻挫、脱臼及び骨折に対して行う柔道整復術に之を準用す」

⇒「柔道整復術」として公認（復活）（接骨・整骨という名称が使用できない中で急遽採用された「整復」）

- ・ 柔道整復術の位置付け（あはきとの区別）
  - (ア) 按摩術と接骨術との違いを明確に示す
  - (イ) 柔道整復術の内容や範囲を分かりやすくする言葉
  - (ウ) 柔道と接骨術との関連性を示す（柔道家保護）

昭和11年（76年前です）：保険協定（現在の受領委任払制の原点）（按摩術営業取締規則付則を根拠とし「脱臼、骨折、打撲、捻挫」と明記された。⇒昭和60年に「挫傷（介達外力による筋、腱の断裂、いわゆる肉離れ）」が保険請求範囲に。

【脱亜入欧】【法律>命令>規則】

#### ○ 終戦直後の危機

- ・ 昭和21年、単独規則として柔道整復術営業取締規則に改正⇒「打撲、捻挫、脱臼及び骨折」項目が（要求していないのに）削除された。ところが、柔整側が単独法制定運動の一環として「接骨師法案」を作成したが、その中に同項目を自ら再び盛り込んだ。（同法案はマッカーサーの了解を得られず不成立）
- ・ 新憲法発布による旧制度の失効とGHQの無理解  
科学的根拠がない⇒学校制度の下、医科学的育成を行う条件で新営業法が成立

- ・ 昭和 22 年「あん摩、はり、きゅう、柔道整復営業法」
  - ⇒ 医業類似行為 ◆資料参照
  - ⇒ 外科手術や薬品の投与の禁止
  - ⇒ 柔道整復術から「術」が除かれる
- ・ 昭和 45 年「柔道整復師法」が単独法として成立

【「術」と「学」】

### ○ 平成の危機

- ・ 平成 5 年：会計検査院「柔道整復に係る療養費について是正改善処置」
  - ⇒ 医療保険審議会柔道整復等療養費部会「柔道整復等の施術に係る保険給付について」
    - 療養費の支給対象疾患の範囲は、外傷性のもので発生原因が明確であることから、他疾患との関連が問題となることが少ない。
    - 打撲・捻挫は関節等に対する可動域を超えた捻じれや外力による外傷性の疾患であり、療養費の対症疾患は、急性または亜急性の外傷性であることが明白な打撲・捻挫に限るべきである。
    - 内科的原因による疾患は、療養費の支給対象にならない
- ・ 平成 21 年 11 月 民主党事業仕分け（行政刷新会議）による指摘（平成 21 年度会計検査院決算検査報告を受けて）
  - ⇒ 柔道整復療養費は国民医療費の伸びを上回る勢いで増加。
  - ⇒ 部位別請求の地域差が大きい→多部位請求の適正化など給付の適正化が必要 ◆資料参照
- ・ 日本経済の慢性的な低迷・成長神話の崩壊

## 参考文献・資料

- 牛山 正実:『柔道整復の公認と按摩術営業取締規則改正に関する検討』①～⑥
- 牛山 正実:『柔道整復の業務範囲』
- 上田 孝之:「上田たかゆき行動報告」
- 上田 孝之:『患者さんと業界のために』①
- 長尾 淳彦:『「柔道整復師法」を解体する』
- 柔整ホットニュースより
- 日本柔整総研:提示資料集より
- からだサイエンスHPより
- ウィキペディアより